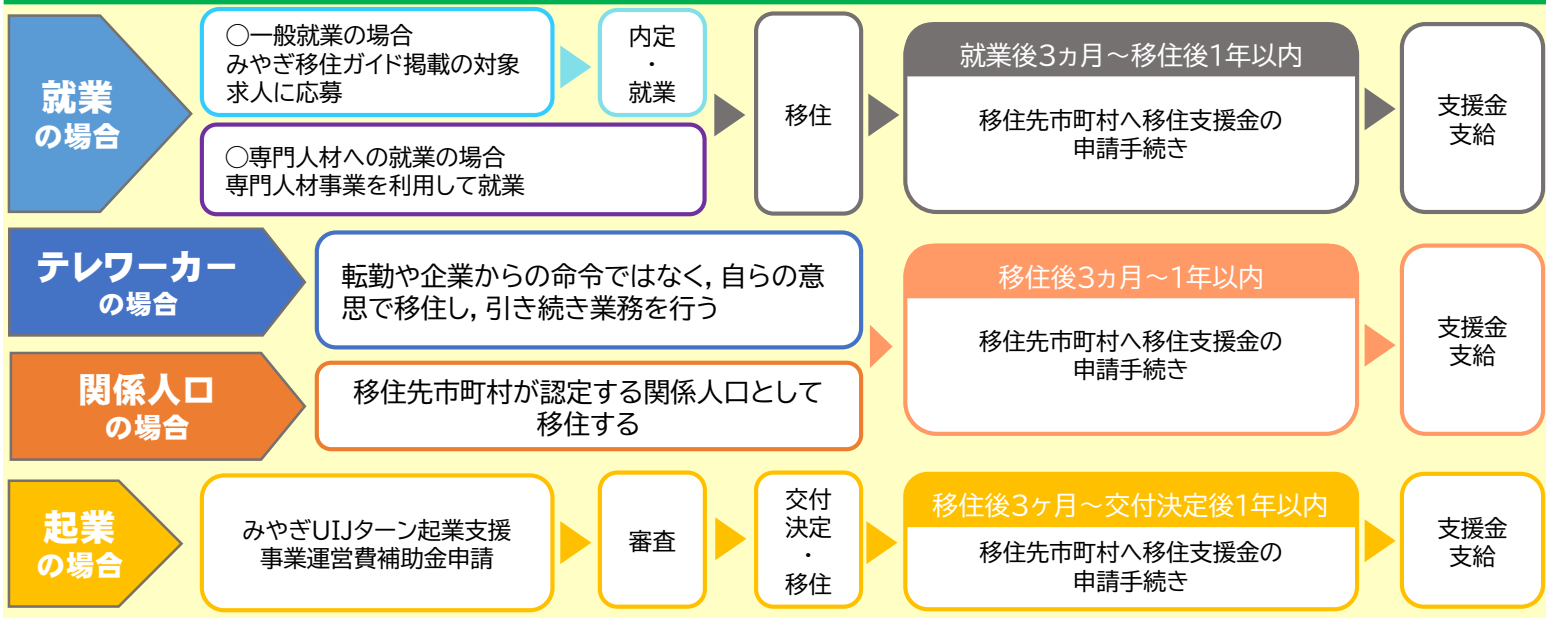


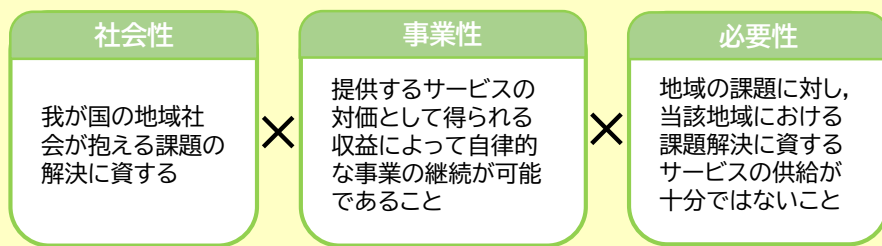
移住支援金交付までの流れ（例）



みやぎUIJターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、社会性・事業性・必要性の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で200万円を補助(補助率1/2)。詳しくは、「みやぎ創業ガイド」(下記QRコード参照)をご覧ください。



宮城県仙台市若林区清水小路6-1
(株式会社MAKOTO WILL内)
TEL:022-352-8850
Mail:info-will@mkto.org



上記3点の観点(社会事業の定義)を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業※業種による制限はなし

専門人材事業

専門人材事業とは、プロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業のことを指します。

プロフェッショナル人材事業とは→
(内閣府ホームページ)



先導的人材マッチング事業とは→
(内閣府ホームページ)



移住支援金Q&A

- Q1 対象者の年齢制限はあるか。 A1 ありません。ただし、求人内容によっては、制限がある場合もあります。
- Q2 就業後の移住でも対象になるか。 A2 移住と就業の順序は問わないので、以下の要件を満たしていれば対象となります。
①申請時、対象求人、就業後3カ月が経過していること。
②申請時、宮城県に移住後、3カ月以上1年以内であること。
- Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。 A3 ありません。
- Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。 A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。
- Q5 受給後、返還する場合はあるか。 A5 主な返還要件は、次の2点です。(詳しくは表面問い合わせ先へ)
①支援金の申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
②移住後、5年未満で県外へ転出した場合。